

# 日本の「スター・ウォーズ」

現代の焦点

# 最近事情総点検

●今年5月28日、宇宙基本法が公布され、日本の宇宙開発に新たな道を開こうとしている。これまでは「平和の目的にかぎり」認められていたものが、近隣国の核開発などが引き金に、軍事利用が噂され始めた！

■航空宇宙ジャーナリスト

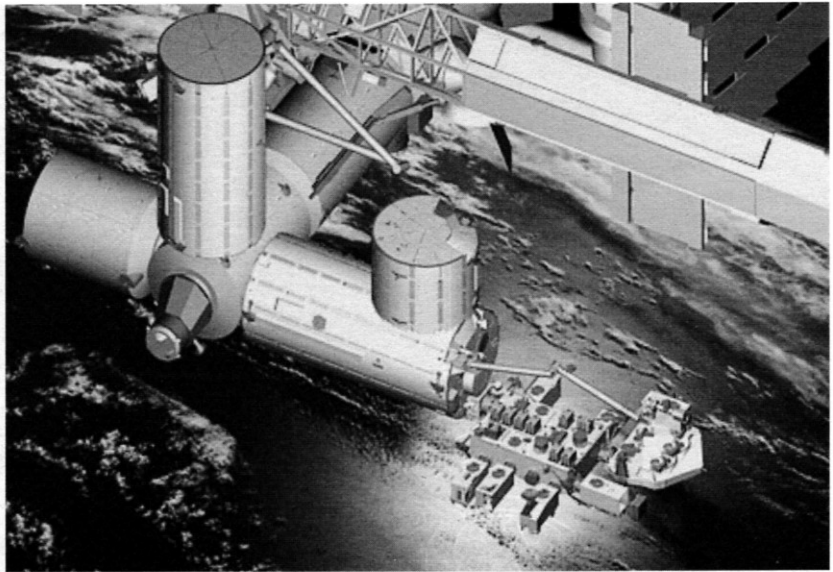
〔上写真〕現在、日本のロケットの主力として情報収集衛星の打ち上げ等に使用されるH-II（JAXA）

江 え

藤 とう

巖 いわお





日本がアメリカなどと共同で行なう国際宇宙ステーション計画の完成予想図 (JAXA)

## 宇宙基本法成立で変わる

宇宙基本法が五月二八日に公布された。宇宙基本法は今年の第一六九国会に議員立法として提出され、五月一三日に衆議院本会議で自民・公明の与党にくわえて民主党の賛成（共産・社民は反対）で可決、同月

二一日には参議院でも賛成多数で可決して成立した。宇宙基本法は、公布から三カ月以内に施行されることになっている。もともと宇宙基本法の法案は二〇〇七年の第一六六国会に提案されていたが、野党の反対で継続審議となっていた。その後、野党の民主党との協議で法案を修正、今国会に再提出して可決されたものである。しかし、多数決で国会を通ったとはいえ、宇宙基本法案には市民団体などから反対の声があがっていた。

反対の主な理由は、宇宙基本法が日本の宇宙開発の軍事化、宇宙の軍事利用に道をひらくというものだ。これはあながち杞憂でもなく、宇宙基本法に賛成した勢力の側には、明らかに日本がもっと積極的に国家安全保障のために、宇宙を利用して

くべきだと考える人もおおい。もちろん宇宙基本法は、直接に宇宙の軍事利用をうたった法律ではない。今回成立した宇宙基本法は、五つの章、三五の条文と附則とからなっている。

第一章 総則（第一条～第十二条）  
第二章 基本的施策（第十三条～第二十三条）

第三章 宇宙基本計画（第二十四条）  
第四章 宇宙開発戦略本部（第二十五条～第三十四条）

第五章 宇宙活動に関する法制の整備（第三十五条）  
附則

法律全体の趣旨を要約する第一条「目的」は、次のように述べている。

「第一条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化にともない、宇宙の開発および利用（以下「宇宙開発利用」という）の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用のはたす役割を拡大するため、宇宙開発利用にかんし、基本理念およびその実現をはかるために基本となる事

項を定め、国の責務等を明らかにし、ならびに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用にかんする施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上および経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和および人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」

また、第二条「宇宙の平和的利用」にはこうある。

「第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体をふくむ宇宙空間の探索および利用における国家活動を律する原則にかんする条約等の宇宙開発利用にかんする条約その他の国際約束の定めるところにしたがい、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行なわれるものとする」

第一条と第二条双方に「日本国憲法の平和主義の理念」への言及があるのは、当初の法案では反対にまわっていた民主党にたいする懐柔策だろうが、筆者の見るところでは、第一条の眼目、すなわちこの法律全体のポイントは、

「宇宙開発利用にかんし、基本理念およびその実現をはかるために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、ならびに宇宙基本計画の

作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用にかんする施策を総合的かつ計画的に推進し」と、ある部分だろう。

すなわち、これは国が宇宙開発政策の根本を策定し、宇宙開発戦略本部によってコントロールしていくと述べているのだ。

第八条でもう一度強調されているが、宇宙開発にかんする総合的な施策を策定し実施することは、国の責務となったのだ。

その宇宙開発の目標は、第二条で間接的に認めている国家安全保障であり、第三条の「国民生活の向上等」であり、第四条の「産業の振興」であり、第五条の「人類社会の発展」である。

## 独立行政法人のJAXA

日本にはこれまで、国としての宇宙政策を統一的に定める機関は存在しなかった。またアメリカのNASA（航空宇宙局）のように、政府の省庁の一つとしての宇宙開発遂行機関も存在しなかった。

しばしば「日本のNASA」などと形容される宇宙航空研究開発機構（JAXA、ジャクサ）は、政府予

算で運営される文部科学省所管の独立行政法人（非特定独立行政法人）である。位置付けとしては、国立美術館や大学入試センターなどと変わらない。

これにたいしてNASAは、ホワイトハウスが所管する独立省庁の一つで、れっきとした政府機関である。

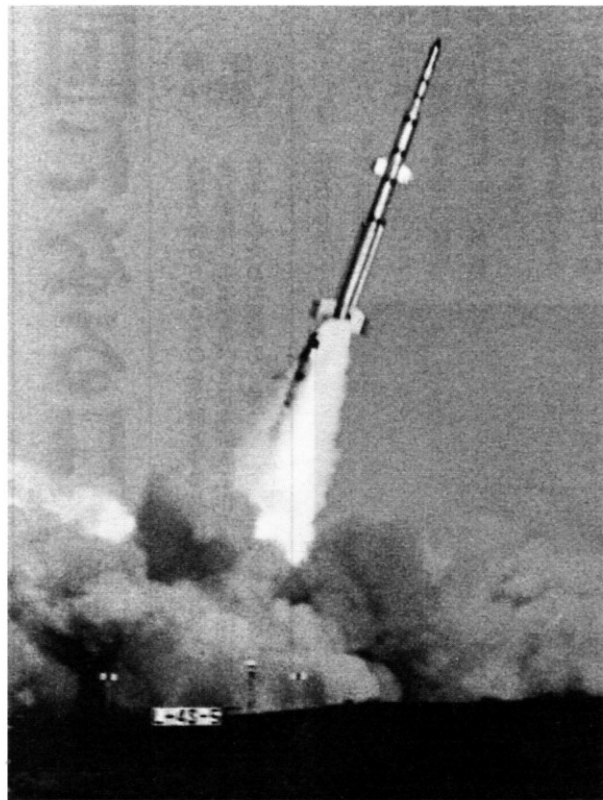
JAXAの母体となったのは宇宙開発事業団（NASDA、ナスダ）である。NASDAは、一九六九年の一月一日に、科学技術庁所管の特殊法人として設立された。

しかし、日本にはその前から宇宙

開発の先頭にたってきた機関があった。東京大学の宇宙航空研究所（宇航研）である。

東大の糸川英夫教授らのグループが、同大生産技術研究所ではじめてロケット研究がきっかけで、糸川らは一九五五年、東京都下の国分寺でペンシル・ロケットを初めて飛ばしている。ペンシルはベビー、カップ（K）、ラムダ（L）と大型化、多段化していき、一九六四年には生産技術研究所から宇宙航空研究所が独立した。

宇航研は初めから独自の固体推進剤ロケットによる人工衛星の打ち上



1970年に試験衛星を打ち上げたラムダ4 Sロケット（宇航研）

げに意欲を燃やし、失敗をくりかえした末に、ついには一九七〇年の二月一日、鹿児島県大隅半島の内之浦町からラムダ4 Sによって試験衛星「おおすみ」を打ち上げるのに成功した。

ソ連・アメリカ・フランスにつづいて世界で四番目の国産衛星打ち上げであり、国立とはいえ、一大学が自力で開発したロケットで自主製作の第一号衛星を打ち上げてしまったのは快挙といふべきか。

また、ミサイル開発の隠れミノとの汚名を恐れるあまり、誘導システムをいっさい持たないロケットで衛星を打ち上げたのも特異なことで、風まかせロケットなども皮肉られた。

東大宇航研は、その後はミュー（M）ロケットで科学分野の衛星をちやくちやくと打ち上げ、世界に誇れる実績を上げてきたが、一九八一年には改組されて、文部省傘下の大学共同利用研究機関としての宇宙科学研究所（ISAS）となった。

自力開発した固体推進剤ロケットで科学衛星を打ち上げる宇航研（宇航研）にたいして、NASDAは設立時から実用分野の衛星に特化しており、ロケット開発にはアメリカから技術を導入した。

# 日本が中国になる日

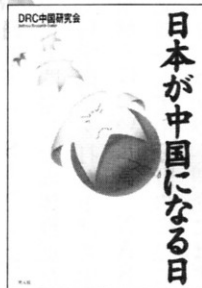
DRC中国研究会

中国の脅威が現実になる！  
2020年日本が危ない

好評  
発売中

森羅万象あらゆるものを手段とする超限戦、心理戦、メディア戦、法律戦、非対称戦による恐るべき日本解放工作の実態。中国に併呑されたくない日本人のための衝撃の一冊！

四六判／並製／定価1785円(税込)



光人社 東京都千代田区九段北1-9-11  
TEL03 (3265) 1864 (代表)

中級打ち上げ機のソアをほとんどそのまま導入したN-Iで、一九七五年にNASDA最初の衛星「きく」を打ち上げたのをかわきりに、一九八一年からは改良型のN-IIが登場、一九八六年には日本で独自開発した液体水素燃料の上段を装備するH-Iが打ち上げられた。

一九九四年には第一段から国内開発したH-IIが初飛行し、現在は改良版のH-IIAが使われている。

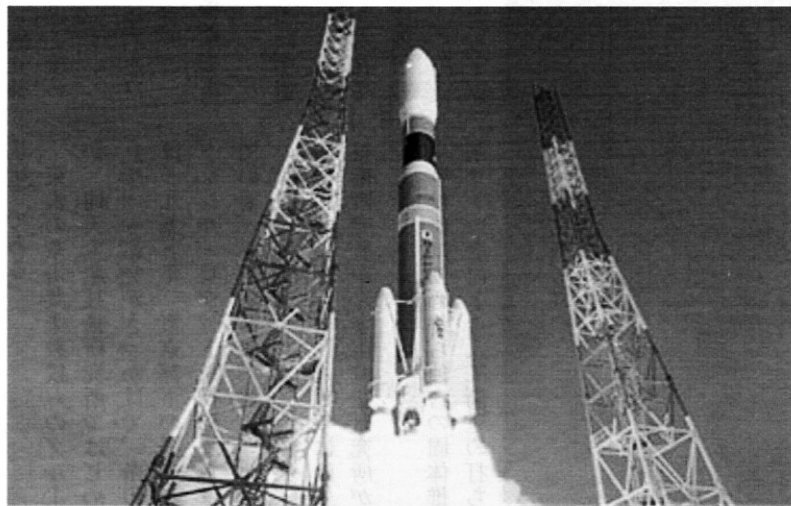
しかし、日本に二つの宇宙開発機関が並立し、たがいに技術交流も調整もなく、それぞれの宇宙計画を進めている状況は、いろいろな経緯はあるにしろ不自然なことである。

省庁再編でNASDAの監督官庁の科学技術庁と、ISASを傘下におく文部省が合併して文部科学省になったのをきっかけに、これらに航空宇宙技術研究所(NAL)をくわえた宇宙関連三機関の統合が実現した。

NALは一九五五年に設立された航空技術研究所が母体で、一九六三年に科学技術庁傘下の航空宇宙技術研究所(航技研)となっている。

この三機関を統合する独立行政法人宇宙航空研究開発機構、略称JAXAは二〇〇三年の一〇月一日付で発足した。JAXAは本社を東京都調布市(旧NAL本部内)においているが、実質的な本社機能は東京都千代田区の東京事務所がはたしている。

他の主な施設としては筑波宇宙センター(茨城県つくば市)、宇宙科学研究本部(神奈川県相模原市)、種子島宇宙センター(鹿児島県種子島)、内之浦宇宙空間観測所



「情報収集衛星」の名目で保有する衛星打ち上げにH-IIは使用された(JAXA)

(鹿児島県肝属郡)、角田宇宙センター(宮城県角田市)、能代多目的試験

場(秋田県能代市)などがある。

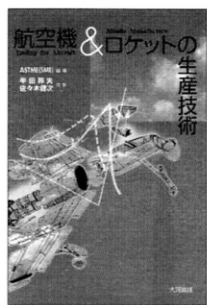
アメリカのワシントンD.C.、ケネディ宇宙センター、ヒューストン、タイのバンコク、フランスのパリに駐在員事務所をおいている。

JAXAの予算は年間一八〇〇億円の規模で、NASAのほぼ一〇分の一ではない。そのうえ、アメリカでは国防総省の軍事宇宙分野だけでも、NASA以上の予算が注ぎ込まれており、JAXAの予算規模はアメリカの宇宙関連の二十数分の一ではない。

JAXAの現在の主力打ち上げ機はH-IIAで、打ち上げ能力は低地球軌道(LEO)で一〇トンから一五トン、太陽同期軌道(SO)で三・六トンから四・四トン、静止遷移軌道(GTO)で三・八トンから五・八トンとなっている。

現在は二〇〇九年の初飛行をめざして、より大型のH-IIBを開発中で、打ち上げ能力はGTOで八・〇

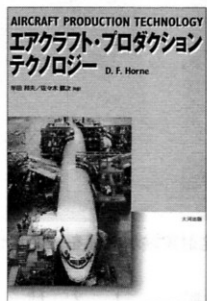
航空機&ロケットの生産技術



菊版 336頁 本体 5800円  
半田邦夫・佐々木健次 共訳

航空機やロケットの機体製造に不可欠な生産技術を体系的に纏めた他に類を見ない書。執筆陣はアメリカ航空宇宙産業を代表する専門技術者グループで、機体組立用治具や組立法、特殊加工や各材料の取扱い方など製造に関する実用技術を詳細に解説。

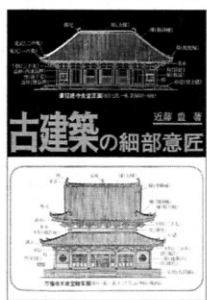
エアクラフト・プロダクション・テクノロジー



菊版 304頁 本体 4800円  
半田邦夫・佐々木健次 共訳

ジェットエンジンを含む現代航空機の生産技術について、材料、機械加工、表面処理、板金加工、組立、検査試験、生産計画までを体系的に解説。

古建築の細部意匠



A5版 296頁 本体 3000円  
近藤 豊著

法隆寺、日光東照宮、東大寺等300におよぶ神社、仏閣をとりあげ、世界に誇る日本の古建築様式の斗組、覆斗、妻飾、木鼻、虹梁などを時代的な変遷を交えて豊富な図版と写真で詳細に解説。

大河出版

〒101-0063  
東京都千代田区神田淡路町1-13  
TEL. 03-3253-6282 FAX. 03-3253-6448  
www.taigashuppan.co.jp

「平和の目的にかぎり」

トンと、H・IIAとくらべて四割から一一割も向上している。

JAXAの母体の一つ、NASDAが設立されたのが一九六九年一月、すなわちアポロ11号が月に降りてから三月もたないころのことだったが、一九六〇年代の後半には、国連などの場で宇宙の軍事利用についてさまざまな議論が行なわれていた。

国連で宇宙条約、正式の名称「月その他の天体をふくむ宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則にかんする条約」が採択されたのが一九六六年の十二月、同条約の発効が一九六七年の一月である。日本はこの条約に一九六七年一月に署名し、同年七月に国会で承認した。



日本人宇宙パイロットの星出彰彦さんを乗せて帰還したディスカバリー (NASA)

「宇宙開発利用は、月その他の天体をふくむ宇宙空間の探査および利用

における国家活動を律する原則にかんする条約等の宇宙開発利用にかんする条約その他の国際約束の定めるところにしたがい」とあるのは、この宇宙条約をさしている。

ところで、NASDAの設立にさいして宇宙開発事業団法(一九六九年六月二三日成立)が国会で論議されたさいに、衆議院本会議では一九六九年五月九日に「我が国における宇宙の開発および利用の基本にかんする決議」を採択している。

我が国における地球上の大気圏の主要部分を越える宇宙に打ち上げられる物体およびその打ち上げロケットの開発および利用は、平和の目的にかぎり、学術の進歩、国民生活の向上および人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれをなうものとする。

また、一九六九年六月一三日には参議院科学技術振興対策特別委員会で、次のような付帯決議を採択している。

「政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

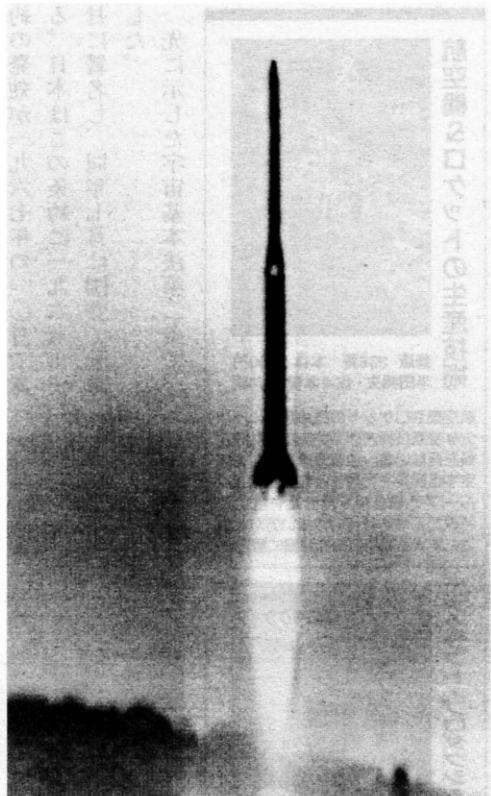
- 1 すみやかに宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化をはかること。
- 1 我が国における宇宙の開発および利用にかかわる諸活動は、平和の目的にかぎり、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則のもとにこれを行なうこと。
- 1 人工衛星およびその打ち上げ用ロケットの研究、開発および利用にあたっては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上および人類社

び人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれをなうものとする。

また、一九六九年六月一三日には参議院科学技術振興対策特別委員会で、次のような付帯決議を採択している。

「政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

- 1 すみやかに宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化をはかること。
- 1 我が国における宇宙の開発および利用にかかわる諸活動は、平和の目的にかぎり、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則のもとにこれを行なうこと。
- 1 人工衛星およびその打ち上げ用ロケットの研究、開発および利用にあたっては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上および人類社



北朝鮮によるミサイル発射実験が状況を一変させた

会の福祉をはかること」

今回の宇宙基本法制定まで、我が国の宇宙開発の基本的性格は、この二つの決議によって規定されてきた。

どちらにも共通するのは、日本の宇宙開発について、宇宙開発を「平和の目的にかぎり」と限定していることである。

同様の文言は、宇宙条約の第四条のなかに見ることができるが、宇宙条約第四条では、核兵器などの大量破壊兵器を地球の軌道に乗せることを禁止し、月などの天体は「もっぱら平和目的のために」利用されるものとして、天体上に軍事基地を築いたり、兵器の実験を行なったりすることを禁じている。

この「もっぱら平和目的のために」という条約の文言は、条約制定当時から各国の論議を招いたが、米ソなどの大国では意図的にこの文言を「非攻撃的」あるいは「非侵略的」とゆるやかに解釈した。

これを「非軍事的」ときびしく解釈してしまえば、すでに大国が打ち上げていた軍事衛星がすべて禁止されてしまうことになるからだ。すなわち宇宙条約の制定は、宇宙の軍事利用を全面的に禁ずるには、数年遅かったといえよう。

しかし日本政府は、国会決議にある「平和の目的にかぎり」との文言をかなり厳重に解釈して、NASDAや宇航研などの機関が軍事的な計画にかかわることを、みずから制約

してきた。

一九六九年五月八日の衆議院科学技術振興対策特別委員会においても、平和利用とは「非軍事」と解釈してよいとの政府答弁があった。

また、一九八五年二月六日の衆議院予算委員会では、

「加藤国務大臣・国会決議の『平和の目的に限り』とは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことはいうまでもないといまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のもので考えます。

したがって、その利用が一般化している衛星およびそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております」との答弁があった。

だから、民間が打ち上げた通信衛星を、自衛隊が内部の通信連絡のため、正規の料金を支払って顧客として利用することさえも、宇宙の軍事利用だとして国会で野党からきびしく糾弾されたりしたのである。

### まず初めに情報収集衛星

しかし、一九九八年八月末の北朝

鮮のテポドン発射から、世間の風向きは大きく変わった。国民は事実上、防衛庁（自衛隊）の宇宙軍事利用を認めることにしたように見える。

テポドン騒動を機会に、日本政府は事実上の偵察衛星を「情報収集衛星」（IGS）の名目で保有することになったが、NASDAによるIGSの打ち上げにも、国民の間に強い反対の声は上がらなかった。

IGSとは情報収集衛星の英語への直訳、インフォーメーション・ギヤザリング・サテライトの頭文字である。

IGSは、テポドン騒動をうけて急ぎよ開発が決まり、二〇〇三年には第一号衛星が打ち上げられている。開発期間を短縮し、また技術リスクを下げるために、NASDAが開発していた既存の衛星の技術を最大限流用することになり、偵察衛星としては能力が不十分なものとなった。

IGSは、可視光域中心の画像を撮影する光学衛星と、合成開口レーダー（SAR）により地表を撮影するレーダー衛星の二種類の衛星からなり、おたがい補完しあうことで昼夜、天候を問わず多様なデータが得られるよう考えられている。

光学衛星は、パンクロマチック（黑白）画像では約一メートル、マルチスベクトラル（多波長）画像では約五メートルの地上解像度があるともいわれ、リーダー衛星のSARは最大分解能が一〜三メートルと伝えられる。

最初のIGSは、光学とリーダーのペアを同じロケットに載せて同時に打ち上げられた。IGS-1A（通称リーダー1号）とIGS-1B（光学1号）は、二〇〇三年の三月二八日に、NASDAのH-IIARocket五号機で種子島から打ち上げられて、高度約五百キロメートルで地球を南北に周回する準極軌道（太陽同期軌道）に乗った。IGS-1の軌道は昼前に朝鮮半島上空を通過する。

機実証衛星の名で、地上解像度を六〇センチメートル級にまで能力を向上した光学衛星の試験機と一緒に搭載され、軌道に投入された。この先は光学3号機が二〇〇九年に、リーダー3号機が二〇一一年に、光学4号機も二〇一一年にそれぞれ打ち上げを予定している。

IGSは防衛庁が保有し運営しているわけではなく、内閣官房内閣情報調査室、いわゆる内調の下部機関である内閣衛星情報センターが運用にあたっている。内閣衛星情報センターが防衛庁主導ではなく、むしろ警察官僚色が強く出ていることは、官僚のなかにも防衛庁（防衛省）あるいは自衛隊に軍事情報の要をわたすのに、強い抵抗があることを示しているのだろう。

この二機とは対照的に、午後には朝鮮半島上空を通過する軌道に投入するため、二〇〇三年の一月二十九日にはH-IIA六号機でIGS-2A

この事故でIGS-1A/Bは予定にない単独運用を強いられる。これに懲りてか、次のIGSシリーズからは、一つのロケットに一つの衛星しか載せないことになった。打ち上げ能力をあまりせず、無駄ではあるが、いちどに二つの衛星をうしなうリスクは冒したくないということだろう。

IGSは、機能にしても運用にしても、軍事偵察衛星にいがいの何者でもない。IGSの計画が発表された当時には、大規模災害への対応その

他を目的とした画像情報収集を行なうとも宣伝された。しかし、IGS打ち上げ以降、日本は何度も大きな自然災害にみまわれたが、IGSのデータが災害の復旧の役に立ったとの話は、いっこうに聞かれない。災害対応云々が、計画の口当たりをよくするだけの空約束であったことは明らかで、当時からそうなるだろうと予想されていた。軍事と情報公開とは基本的に矛盾し、軍事をからませれば、軍事のしづまりが優先することは目に見えていた。

### 偵察衛星と早期警戒衛星

単独打ち上げになった光学2号（名称はIGS-3A）は、二〇〇六年九月一日にH-IIA10号機で打ち上げられた。これとペアで運用されるリーダー2号（IGS-3B）は、二〇〇七年二月二四日にH-IIA12号機で打ち上げられた。H-IIA12号機には、光学3号

とここで、情報収集衛星が打ち上げられたときに、衛星を北朝鮮の上で常時滞空させてミサイル発射を監視させろ、といった主張が政界やマスメディア界でも見られたが、これ

も、軍事偵察衛星にいがいの何者でもない。IGSの計画が発表された当時には、大規模災害への対応その

も、軍事偵察衛星にいがいの何者でもない。IGSの計画が発表された当時には、大規模災害への対応その

モデルアート4月号増刊  
**モデルアートプロフィール No.2**  
**航空自衛隊の F-4ファントム II**

航空自衛隊のF-4ファントムIIのすべてが分かるモノグラフの登場です。そのヒストリーから、細部、塗装とマーキング、さらに各キットのモデリングもご紹介します。

- 開発から空自配備そして現在までの歴史。
- 元パイロットファントムライダーへのインタビュー
- 200点以上の写真で見るファントムIIのディテール
- 書き下ろしの折り込み1/48精密図面

好評発売中 定価2,400円(税込)

新刊 スーパーイラストレーション  
**日本海軍戦艦大和**  
 各部を立体的イラストにて解説  
 著者/岡本好雄

好評発売中 定価2,200円(税込)

日本の客船シリーズ No.1 橘丸  
**限定本**

戦前から昭和までの橘丸を写真を中心に紹介。  
 定価1,470円(税込) 送料130円

**購入方法**

- 全国書店にて購入可能。またはお取り寄せ。
- 全国模型店にて購入可能。またはお取り寄せ。
- 限定本の場合は模型店/一部専門書店にて購入可能。
- 当社通販販売にて直接購入。その場合は、代金引き換え/前払いの郵便振替/現金書留をご利用下さい。

〒102-0073 有限会社モデルアート社  
 東京都千代田区九段北1-12-30-6F  
 電話03-3262-6450

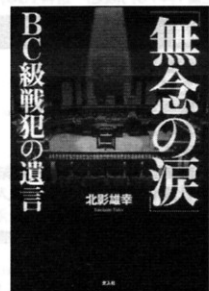
## 戦犯死刑囚たちの真実。

B級「通例の戦争犯罪」とC級「人道に対する罪」で裁かれた  
 “第八軍横浜軍事裁判”。日本人である誇りとともに生を終えた  
 刑死者、感動のミニチュメント。四六判/並製/定価1890円(税込)

## 北影雄幸

●好評発売中

# 「無念の涙」BC級戦犯の遺言



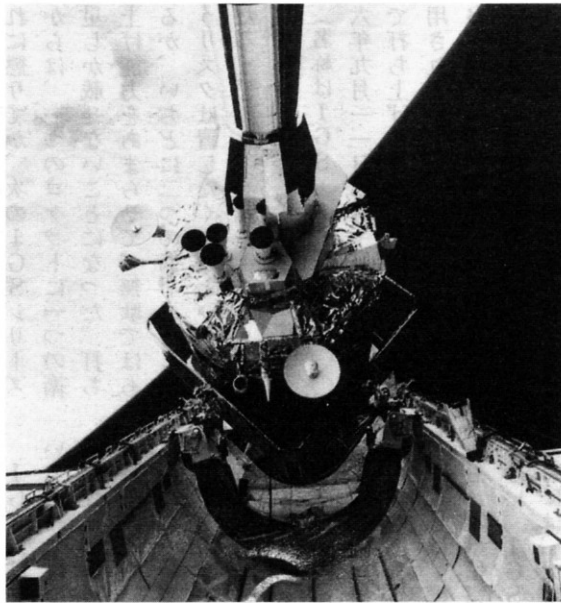
光人社 東京都千代田区九段北1-9-11 TEL03(3265)1864(代表)

については無理な話といっておかぬ  
 ばならないだろう。

まず、偵察衛星と早期警戒衛星とはまったく軌道がことなる。偵察衛星(IGSでもおなじ)は、地球を南北に周回する高度数百キロメートルの軌道を通り、朝晩決まった時刻に特定地点の上空を通過する。だから、北朝鮮の上空に静止させておくようなことはできない。

一方、早期警戒衛星は赤道上空約三万六千キロメートルの高さの軌道上にあって、地球の回転と同期して周回している。だから、早期警戒衛星は地上からは赤道上の一点に静止しているように見えるが、赤道上いがいの地点の上空に配置することはできない。

つまり、宇宙工学の基本からして、あるいは物理の法則上、北朝鮮の上空に常時滞空するような衛星という代物はありえないのだ。  
 IGSのような低軌道の偵察衛星



アメリカが国防支援計画で打ち上げた赤外線偵察衛星

話だ。つまり偵察衛星は、ミサイル発射の警戒を發する早期警戒衛星の代わりにはならない。

日本の偵察衛星の場合には、災害云々の名目をつけて、多目的の情報収集衛星ですとごまかすこともできたが、早期警戒衛星の場合には民生への応用も考えにくく、純軍事衛星とみなされてしまうだろう。

は、ちょうどよいタイミングで北朝鮮の上空を通りかかれば、ミサイルの発射準備をしているのをとらえることもできるかも知れない。  
 しかし、発射がさしせまっているか、二、三日後の予定かくらいは知ることができて、ミサイルを發射した瞬間に立ち会うのはまず無理な

つことに、政治的な制約は存在しない。  
 ただ、現在でも弾道ミサイル發射を警告できる早期警戒衛星を保有し、運用しているのはアメリカとロシアくらいで、あとは中国が保有をめぐらそうとしているだろうか。西側の国々は、アメリカにミサイルの早期警戒情報を頼っている。  
 早期警戒衛星には、偵察衛星以上のコストがかかるだけでなく、技術はもろろんのこと、運用のノウハウなど、経験を積みかさねなければならぬことがおおいからだ。日本がいまから早期警戒衛星の開発に着手したとしても、実用になるまでに十年、二十年の単位の年月がかかるだろう。  
 アメリカの同盟諸国のなかでも、日本だけが突出して早期警戒衛星を保有することに、どれだけの意義があるのか、むしろ弾道ミサイル防衛で、アメリカとの連絡を密にする体

制を考えた方がよいのではないか。

## 「宇宙開発戦略本部」?

宇宙基本法反対の立場から、宇宙の軍事利用云々ばかりが焦点になってしまった嫌いがあるが、宇宙基本法の意義は、安全保障上の宇宙利用への道をひらいたばかりではない。

宇宙基本法の第二章「基本的施策」で、「国民生活の向上等に資する人工衛星の利用」(第一三条)、「人工衛星等の自立的な打上げ等」(第一五条)、「民間事業者による宇宙開発利用の促進」(第一六条)などをうたっているのは、産業界の要請にこたえるものだろうが、筆者の私見では、宇宙基本法の最大の眼目は第四章「宇宙開発戦略本部」にある。

それに先立つ第三章「宇宙基本計画」では、第二四条(第三章はこの一条のみからなる)で、

「宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用にかんする施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、宇宙開発利用にかんする基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という)を作成しなければならない。

2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発利用の推進にかんする基本的な方針

二 宇宙開発利用にかんし政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用にかんする施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標およびその達成の期間を定めるものとする」と述べている。

宇宙基本計画は、我が国の宇宙開発における基本方針を定めるもの、いわば日本の宇宙開発の憲法ないし憲章とでも呼べるものだろう。

この宇宙基本計画を策定する宇宙開発戦略本部だが、第四章によれば、宇宙開発戦略本部長は内閣総理大臣がつとめ、宇宙開発戦略副本部長として宇宙開発担

当大臣(国務大臣)がおかれることになる。

宇宙開発戦略本部長は、総理および宇宙開発担当大臣がいとのすべての国務大臣をあてる。

つまり、これは内閣に「宇宙開発推進本部」という看板をかけるだけのことで、あらたに創設された宇宙開発担当大臣の地位がい、従来と変わるところはない。宇宙開発担当

大臣だって専任とはかぎらず、たとえば文部科学大臣とかが兼任することになるかも知れず、そうであったら、ますます新しい看板を掲げるだけの話になってしまう。

現実には、総理大臣や閣僚が宇宙開発政策の細部まで把握し、いちいち口をさしはさむこともあまりないだろうから、実際には宇宙開発推進本部の事務当局が政策の草案を策定して、裁可をおおぐことになる。

そうなれば、事務当局の長が實際上、大きな権限をもつことになるだろうが、第三二条では「本部にかんする事務は、内閣官房において処理し、命をうけて内閣官房副長官補が掌理する」と規定されている。

そうなれば、内閣官房副長官補が宇宙関係の官僚のトップとして、実質的に日本の宇宙政策を主導することになるのかもしれない。

ここで官僚性悪説を主張するつもりはないし、政治主導の名のもとに政治家が利権を主張しはじめたら厄介にはちがいないが、選挙で国民の審判を経ない官僚組織が、日本の宇宙開発戦略を左右するのも問題だろう。結局のところは、官僚の独走も政治家の専横も、抑えることができるのはマスメディアの監視の目であり、国民の意識であろう。



軍事衛星とともに弾道ミサイル防衛にたざさわるPAC-3ミサイル(岩本孝太郎)